

但吟味之上不念之義於有之は。一等重く可申付事。

(七十五) 婚禮之節石を打候者御仕置之事

(寛保二年極)
(延享元年極)
一 婚禮之砌石を打狼藉いたし候もの。

頭取 百日手鎖。
同類 五十日手鎖。

(七十六) あばれもの御仕置之事

(元文五年極)
一 御城内にて、口論之上、拾人以上、敲合つかみ合候もの。

雙方當人 重追放。
同類 江戸拂。

(従前々之例)
一 あばれ候て、町所をさわかし候もの。

敲之上所拂。

(寛保二年極)
但所々にて、あばれ候におぬては、敲之上中追放。

(寛保三年極追加)
一 遺恨等を以、拾人以上、結徒黨を狼籍之上、人を殺候におぬては、

頭取 獄門。

但人に疵付におめてハ。頭取死罪。尤人殺疵付とも
に荷擔人中追放。

一(同追加)同狼籍いたし、諸道具等
於爲損候には、

頭取重追放。

但荷擔人所拂。

(七十七)

酒狂人御仕置之事

一(享保十六年極)酒狂にて。人を殺候もの。

下手人。

但被殺候者之主人。并親類等。下手人御免願申出候
共。取上間敷事。

一(同七年極)酒狂にて。人に爲手負候もの。

被疵付候者平愈
次第療治代爲差
出可申事

(享保二年極)但疵付候者。奉公人ハ主人え預け。其外ハ牢舎。手疵

かろく候ハ。預可申候。

一(同)疵(療治代)之多少によらす。

中小性體に候は、
徒士は銀貳枚。
足輕中間は金壹兩。
武家之家來は銀壹枚。
江戸拂。

(從前々之例)

但町人百姓は銀壹枚。輕町人百姓は右に准し。療治代爲相渡可申事。

一(享保七年極)療治代難出もの。刀脇指相渡させ可申事。

一(同)酒狂にて人を致打擲候もの。

療治代難差出ものは、
諸道具取上逢打擲候
もの之可爲取諸道具
も無之償不成身上之
もの所拂。

一(同)酒狂にて諸道具を損と候者ハ。

損失之道具償可申付
不成償身上之ものは
所拂

一(享保五年極)酒狂にて相手無之あはれ、
自身と疵付候もの、

主人其外可相渡方之
可引渡

但公儀御仕置に可成筋之ものは格別。左も無之もの
のは。御構無之旨。申聞早引渡可申事。

一(元文五年極)同あはれ候までにて、疵付候
義并諸道具等損さし候事也
無之ものは、

立歸度由申候
は、留置申聞
敷候

但奉行所え訴出候以後にて。右之通可爲致事。

(七十八) 亂氣にて人殺之事

一(享保六年極)
(元文三年極)亂心にて人を殺候共。

可爲下手人候。然共亂心之證據
慥に有之上。被殺候もの之主人并親類等。下手人。御免

之願於申出ハ。遂詮議可相伺事。

(享保六年極)但主殺親殺たりといふ共。亂氣に於無紛ハ死罪。自

滅いたし候ハ。死骸取捨可申事。

(享保十九年極)一亂心にて。其人方至て輕きものを致殺害候は。不及

下手人_二事。

(寛保二年極)但慮外者を切殺候時。切捨に成候程之高下と心得

へき事。

(同六年極)一亂心にて。火を附候もの。亂氣之證據於不分明には。死

罪。亂心に於無紛は。押込置候様。親類共え可申付事。

(七十九)拾五歳以下之もの御仕置之事

〔寛保元年極〕
一 子心にて無辨人を殺候もの。

拾五歳迄親類預置

遠島。

〔同〕
一 子心にて無辨火を附候もの。

右同断

遠島。

〔同〕
一 盗いなし候もの。

大人之御仕置か一等
軽く可申付

〔寛保二年極〕
一 拾五歳以下之無宿は途中
其外にて於致小盗候り。

非人手下。

〔八十〕
科人爲立退并住所を隠候者之事

一 火附。

一 盜賊之上にて人を殺候もの。

一 致徒黨人家え押込候類。

一 追刹之類。

〔元文五年極〕
右之類科人同類にハ無之候とも其ものに被頼住所
を隠し或ハ爲立退候者死罪。

一(元文五年)喧嘩口論當座之義にて人を殺候もの。

右科人之同類にハ無之義理を以被頼住所を隠し或ハ爲立退候分ハ急度叱り可申事。

一(八十二)一人相書を以御尋に可成者之事

一(寛保二年極)公儀え對し候重き謀計。

一(同)主殺。

一(同)親殺。

一(同)關所破。

一(同)人相書を以御尋之者を乍存圍置又ハ召任等にいたし不訴出者

獄門。

但乍存請に立候もの同罪吟味之上不存に決候共。

主人請人共に過料

八十二 科人欠落尋之事

一(享保十一年極)主人を。 家來。

一(同)親を。 子に。

一(同)兄を。 弟に。

一(同)伯父を。 甥に。

一(寛保二年極)師匠を。 弟子に。

右之類え尋申付間敷事。

一(寛保二年極)事を巧人を殺候もの亦ハ闇打或ハ人家へ忍入人を殺致欠落候ハ先近き親類之内壹人入牢可申付尋之義ハ三ヶ月不尋出候ハ猶又百日限尋申付不尋出におぬてハ尋申付候者之内にて近き續之もの中

追放。殘之もの過料之上。永尋可申付事。

但欠落者。親類有之候へ共。子方之者に候は、右之内。先壹人入牢申付。欠落もの、店請人。并家主五人組。在方にてハ。名主組頭等に尋申付。不於尋出は。親類ハ出牢。尋申付置候もの共は。過料之上。永尋可申付候。且亦親類壹人有之親方之者に候は、右之者共。一同に尋可申付。猶不尋出候は、親類ハ中追放。其余之もの共過料之上。永尋可申付候。

(享保五年極)
(同) 一 喧嘩口論にて。人を殺致欠落候者。尋之儀六月之内。尋申付。不尋出候は、過料之上。永尋可申付候。尤御仕置之もの。一件之内欠落ハ。六月を限り。不尋出候は、殘

もの御仕置可申付候。

(寛保二年極) 但親類入牢。預等之不及沙汰事。

(延享四年追加) 一 欠落もの有之。一件之内。右欠落者尋申付三十日程見合。不尋出候は、欠落者ニ不抱。當人致白狀候分ハ。御仕置可申付事。

(八十三)

拷問可申付品之事

(享保七年極) 一人殺

(同) 一 火附

(同) 一 盜賊

(元文五年極) 一 關所破

(同) 一 謀書謀判

右之分。惡事いたし候証據慥ニ候得共。不致白狀もの。并同類之内致白狀候得共。當人不致白狀もの之事。

(享保七年極)
一 詮議之内不決外之惡事分明に相知。其科にて死罪可被_レ行者之事。

(同)
右之外にも。拷問申付可然品も有之候は。評議之上可_二申付_一事。

(寛保三年極)
(延享二年極追加)
但拷問口問之節。立會之もの差越。吟味之様子申口。得_二承_レ糾候様可_二申付_一事。

(八十四)
遠島もの再犯御仕置之事

(従前々之例)
一 遠島もの。島にて死罪以上之致惡事候におゐては。

於其島
死 罪。

但同類亦是於其島にねたり事いたし。或はあばれ候類は島替。

(寛保二年極)
一 島を逃候もの。

於其島
死 罪。

(八十五)
牢拔手鎖外し御構へ地え立歸候もの御仕置之事
(同)
一 牢拔出候者。本罪相當方。一等重く可_二申付_一。

但牢番人中追放。

(同)
一 牢屋焼失之節。放遣不立歸もの。
不立歸不及各本罪相當之御仕置可_二申付_一

(同)
一 右焼失之節。放遣立歸候は。

(延享元年極)
一 手鎖はつし候者。

過怠
本罪相當より一等輕く可_二申付_一。定之日數が一倍之日數に候は。百日内手鎖者に候は。

但手鎖はつし致欠落候ハ、本罪之相當カ。一等重
く可申付。

一同はつし遣候者。 過料。

但手鎖はつし候者。致欠落候ハ、輕追放。

一同預候家主。 過料。

但手鎖外し候者致欠落候ハ、尋申付。不尋出候に

おぬては、重過料。

宿預之もの致欠落候ハ、
本罪相當之御仕置より、一等重く可申付、

御構之地ニ徘徊致候もの。
前之御仕置より、一等重く可申付。

但追放。或所拂等申付候處直ニ居町居村え立歸罷

在候ハ、御仕置不相用者之事ニ候間入墨之上。最

前之御仕置より、一等重く可申付事。

御構有之候者を隱差置候もの。
追放之隱置候ハ、江戸拂の隱置候ハ、所拂。

御構之地に致徘徊候上致惡事もの。
入墨以上ニ可申付惡事候ハ、死罪。入墨に可申付程之惡事に無之候ハ、前之御仕置カ、一等重く可申付事。

預ケ置候ものを取逃候もの。
尋申付不尋出候ハ、過料。

入墨を抜御構之地え。立歸候もの。
入墨之上前之御仕置カ、一等重く可申付。

但入墨以上に可申付惡事いたし候ハ、死罪。

〔同〕入墨を拔遣候もの。

敲。

〔寛保六年極追加〕入墨に成候以後盗いたし候もの。

死罪。

但外之悪事いたし候もの。重敲。

〔同三年極〕一 旦追放に成、其後御構

死罪。

〔同追加〕一 宿預に成候上、難立義箱

元宿之引返し、手鎖可申付。

〔従前々之例〕一 追放等に成候義は、曾て

過料。

〔同追加〕一 追放等に成候義は、曾て不

過料。

〔八十六〕

辻番人御仕置之事

〔従前々之例〕一 廻り場之内にて、金銀

金子は一兩以上、雜物は引廻之上

罪。

〔寛保二年極〕一 廻り場之内にて、人を切殺、

中追放。

〔同〕一 辻番所におゐて博奕いたし候番人。

遠島。

〔享保八年極〕一 廻り傷之内捨子、又ハ重病

死罪。

〔寛保二年極〕但倒死有之を押し隠し。取捨候においては江戸拂。

〔八十七〕

重科人死骸鹽詰之事

〔享保二年極〕一 主殺。

一(同)親殺

一(寛保二年極)關所破

一(同)重謀計

(享保六年極)右之分死骸鹽詰之上御仕置。此外は不及鹽詰事。

八十八 溜預ケ之事

一(享保七年極 寛保二年極)牢舍申付候者。最初ノ溜え遣間敷候。乍併入牢之上。重

病之者は御仕置伺置候者にて。溜え遣可申事。

(寛保二年極)但逆罪之者は。病氣にて溜え遣申間敷事。

八十九 無宿かた附之事

一(從前々之例)可相渡筋有之ものは。

引取人呼出可相渡

一(享保九年極)引取人無之ものは。

門前拂。

(從前々之例)但病人は快氣迄溜預ケ。

一(同)遠國もの行倒之類。

溜預病氣快氣之上、萬石以上は領主之可相渡、御料分萬石以下は其所之親類呼出可相渡事

(從前々之例)但在所にて。科有之又は欠落。并村方親類舊離いた

し。好身之もの。於無之は門前拂。

一(享保六年極 元文三年極)入塾敲に致候。無宿遠國者に候は。

領主之科之様子申聞、能と領地之遣候には不及旨申達、領主え可相渡。

(從前々之例)但右同斷。

九十一 不縁之妻を理不盡に奪取候もの御仕置之事

(寛保四年極)

一 以養子不孝不婚有之差戻候
以後外之養子いたし娘に嫁
合候節先夫荷擔人を催し參
娘を奪取におゐるは

當人 死 罪
荷擔人内頭取田
如家財取上
所 拂
其外 過 料

但人にも疵付不申。其上養父方之者共詫候は、當
人重追放。

(九十二)

書狀切解金子遣捨候飛脚御仕置之事

(延享元年極)

一金子入之書狀請取道中
にて切解遣捨候飛脚

金高之多少によらず
引廻之上 死 罪

(九十二)

質物出入取捌之事

(從前々之例)

一 八ヶ月内之質物は。請戻可申付。八ヶ月過候は、流に
可申付事。

但置主質屋相對にて差置候は、格別之事。

(延享元年極)

一 利足相濟置候質物可請戻旨
申候得共賣拂候由にて其品
不相渡質屋

質物爲請戻
過 料。

但質物賣先不相知候は、元金一倍之積り。代金爲
相渡過料可申付。

(從前々之例)

一 壹人兩判之質物を取置吟味に可成
品之由承り質物相返預金證文に仕
直し、其上質帳不埒にいたし候質屋

家財取上
江戸 拂。

(九十三)

煩候旅人を宿送いたし候咎之事

(從前々之例)

一 煩候旅人療養も不加其上宿
繼にて送り出候におゐるは

旅宿屋 所 拂
問屋 役儀取上
年寄 重 過 料。

但脇道にて問屋於無之には。名主役儀取上。

(九十四)

帶刀いたし候百姓町人御仕置之事

刀脇差共取上

輕追放。

(九十五)

一自分と致帶刀罷在候。百姓町人(追加)新田地え無斷家作いたし候もの咎之事

家作為取拂

過料。

(九十六)

御仕置に成候もの之欠所田畑を押隠し候もの咎之事

(寛保四年極 延享二年極)

名主

輕追放。

一欠所に可成田畑地一面押隠におゐては、

組頭

所拂。

(九十七)

御仕置に成候者之悴親類え預ヶ置候内出家願いたし

候もの之事

(従前々之例)

一御仕置に成候者之悴遠島追放等に申付候もの。幼少

故。十五歳迄。親類え預置候處。出家にいたし度旨。寺院
方相願候は、伺之上出家に可申付事。

但出家に成候上江戸徘徊不仕。住所定置他所え參

候節は。奉行所え相届勿論。

御朱印地。又は御由緒有之。且御目見仕候程之寺院

えは。住職不仕。若住持不仕候て不叶譯も有之か。公

儀向え罷出候義有之候は、奉行所え其節可伺旨

申渡。右之段。師弟共に證文可申付事。

(九十八)

年貢諸役村入用帳面印形不取置村役人咎之事

(延享元年極)

名主役儀取上

一物百姓之不見并印形

過料。

をも不取置におゐては

過料。

但名主組頭私欲有之におぬては。名主家財取上所
拂。組頭役儀取上過料。

(九十九)

輕惡事有之もの出牢之上不及咎事

(同)

一手鎖過料戸ノ等可申付。輕き惡事有之もの吟味之内
六十日以上入牢申付置候者之分は。出牢之節右咎可
申付候得共。數日致入牢に付令宥免候旨申渡。別に咎
に不及。同列之内不致入牢科人は。相當之咎可申付事。
但所拂役儀取上候類也。何ヶ月入牢候共。宥免之沙
汰有之間敷事。
(延享二年極)
一 敲御仕置可成もの吟味之内拷問於申付候には追て
不及咎事。

(百)

名目重く相聞候共事實においては強て人之害にふら
(追加)

さるは罪科輕重格別之事

一 似せ藥種商賣致候ものは死罪。其外の似せ物。人命に
不懸候儀は咎輕き事。

一 枿秤私に造り候共。輕重大小本様に無相違は。他之損
失無之故。其咎輕き事。

一 極貧之もの。其子を同輩之者之養子に遣候もの。賣候
も同然に候故。養父亦外え賣候とも。人を勾引候とは
格別之事。

一人を殺候ものを圍置候もの。本人同然之罪科に候へ
共。當座之喧嘩にて。人を殺。其者に被頼。義理を以。圍候

類は咎輕き事。

一總て制禁を犯し候もの有之時。證據を以爲可訴之謀。書を認。或は人之作り名に判を押候類は。欲心を以人を欺候とは格別之事。

(延享元年極) 右の類名目に不泥。其主意を糺可致評議事。

(百一) 吟味事之内外之惡事。相聞候共舊惡御定之外は不及相

糺事

(同二年極) 一總て吟味事之内方外にも惡事有之趣相聞候とも。舊

惡をも不被免品には格別。其餘之惡事は不及相糺。最

前方取掛候吟味を詰。相應に御仕置可申付事。

(百二) 詮議事有之時同類又は加判人之内方早速白狀に及候

もの之事

一(同) 總て詮議事有之時。同類又は加判人等之内方。早速致白狀依之謀計之者共於相顯にハ。右早速白狀之ものは。自本罪相當一等輕可申付事。

(百三) 御仕置仕形之事

(從前々之例) 一 鋸挽

(享保六年極)

一日引廻。兩之肩に刀目を入。竹鋸に血を附。側に立置。

二日晒。挽可申と申もの有之時は爲挽候事

(從前々之例) 但田畑家屋敷家財共欠所。

(同從前之例) 一 磔。

於淺草品川に磔に申付。在方は惡事いたし候所え。差

遣候義も有之。尤科書之捨札建之。三日之内非人番附置。

但引廻し。又は科により。不及引廻に欠所右同斷。
一(同) 獄門。

於淺草品川に獄門に掛る。在方は悪事致候所え差遣候儀も有之。引廻捨札番人右同斷。

但牢内におぬて。首を刎欠所右同斷。
一(同) 火罪。

引廻之上。於淺草品川に。火罪申付。在方は火を附候所え。差遣候儀も有之。捨札番人右同斷。

但物取にて無之分は。不及捨札に欠所右同斷。

一(同) 斬罪。

於淺草品川兩所之内。町奉行組同心斬之。檢視御徒目付町與力。

但欠所右同斷。
一(同) 死罪。

首を刎。死骸取捨様しものに申付る。

但欠所右同斷。
一(同) 下手人。

首を刎。死骸取捨。
但様しものには不申付。

一(同) 晒。

於日本橋に三日晒。

(元文五年極) 但新吉原之者。所之義に付。晒に可成惡事致候は。

新吉原大門口にて晒。

一(同) 遠島。

江戸ノ流罪之者は。大島。八丈島。三宅島。新島。神津島。御藏島。利島。右七島之内え遣す。京大坂西國中國より流罪之分は。薩摩五島之島々。隱岐國。壹岐國。天草郡え遣す。

但田畑家屋敷家財共欠所。

一(同) 重追放。御構場所。

(寛保二年極)

武藏。相模。上野。下野。安房。上總。

下總。常陸。山城。攝津。和泉。大和。

肥前。東海道筋。木曾路筋。甲斐。駿河。

(從前々之例) 但欠所右同斷。

一(同) 中追放。御構場所。

(寛保二年極)

武藏。山城。攝津。和泉。大和。肥前。

東海道筋。木曾路筋。下野。日光道中。甲斐。駿河。

(從前々之例) 但田畑家屋敷欠所。家財無構。

一(同) 輕追放。御構場所。

(寛保二年極)

江戸十里四方。京大坂東海道筋。日光。日光道中。

(從前々之例) 但欠所。右同斷。

(享保二年極追加)

右重中輕共。何方にても。住所之國を書加相構。住居之國を離。於他國惡事仕出し候者。住居之國。惡事仕出し候

國共貳ヶ國を書加。御構場所書付相渡候事。

一右追放もの。御郭外にて放遣。侍は其場所にて。大小渡遣候事。

一於京都重追放申付候ものは。右御構場所之外に。河内

近江丹波三ヶ國を加相構。中輕追放は。別義無之事。

一江戸拾里四方追放。(從前々之例) 日本橋々四方之五里つゝ、

但在方之者は。居村共構。欠所無之。然共利欲に抱り候類は。田畑家屋敷欠所。尤年貢未進等有之候は。家財とも欠所。

一江戸拂

品川板橋
千住本所
深川四ツ
谷大木戸より内御構。

但町奉行支配場限り。

但右同斷。

一所拂。

在方ハ居村、
江戸町人の居町拂。

但欠所無之。然共利欲に拘り候類は。田畑家屋敷欠所。尤年貢未進等有之候は。家財共欠所。

町人百姓中重追放。

重追放
欠所田畑家屋敷家財取上。

中追放
欠所田畑家屋敷取上。

輕追放
欠所田畑取上。

但田畑家屋敷無之者は。家財取上。田畑家屋敷家財

(延享二年極追加)
一江戸拾里四方、並住居之國、惡事仕出候國共構之。

も無之ものは。輕重之沙汰不及候事。

一(同追加)自本罪一等重き御仕置は。可爲遠島以下之事。

入罪又は赦候上

重追放。

重追放。

中追放。

江戸拂。

所拂は。

輕追放は。

中追放は。

重追放は。

但都て右之輕重に可心得事。

一(同)自本罪一等輕キ御仕置之事。

死罪は。

遠島は。

但都て右之輕重に可心得事。

遠島
重追放
中追放

持高三分二可取上分

五貫文ツ、

同半分可取上分

三貫文ツ、

同過料壹反歩に付

貳貫文ツ、

奉行所門前
拂遣す、

望之もの有之
候へは遣、

一(從前々之例)門前拂。

一(同)奴

但望候もの無之内は。牢内ニ差置。

一(同)追院。

一退院。

一(同)宗構。

住居之寺え不相歸申
渡候所方直拂遣

住居之寺を
可退旨申渡、

其宗旨を構。

其一派を構、同宗にてモ外之派に成候へば無構。

〔同〕 一派構。

一 斬罪。

淺草品川於兩町之内町奉行組同心斬之。檢使御徒目付町與力。

但闕所輕重可心得事。

〔同〕 改易。

但家屋敷取上。家財無構。

〔從前々之例〕 閉門。

(寶永元年極)

但病氣之節。夜中醫師招候儀。并自火は不及申。近所方出火之節は。屋敷内火防候義不苦。總て火事之節。屋敷危き體に候は、立退。其段頭支配え可申達。

門を閉、窓を塞、釘に不及。

大小渡宿之相歸し夫々爲立退申候。

〔同〕 逼塞。

(寶永元年極) 但右同斷。

門をたて、夜中く、りか不目立様通路不苦。

〔同〕 遠慮。

(寶永元年極) 但右同斷。

門をたて、く、りは引寄置、夜中不目立様通路不苦。

〔同〕 敲。

數五十九、は、重きは百敲。

牢屋門前にて。科人之肩脊尻を掛。脊骨を除絶入不仕様。檢使役人遣し。牢屋同心に爲敲候事。

但町人に候は、其家主名主。在方は名主組頭呼寄敲候を爲見候て。引渡遣す。無宿ものハ。牢屋敷門前にて拂遣す。

一入墨。

於半屋舖腕廻し
幅三分ツ、貳筋

但入墨之跡。愈候て出牢。

門戸を貫を以釘

一手鎖。

其掛にて。手鎖かけ。封印附。五日目切に。封印改。百日

手鎖之分は。隔日封印改。

一押込。

他出不爲仕
戸を建寄置

一過料。

三貫文、
五貫文、

但重きは拾貫文。又は貳拾兩。三拾兩。其者之身上に
隨ひ。或は村高に應じ。員數相定。三日之内爲納候。尤
至て輕き身上にて。過料難差出者は手鎖。

一(同八年極) 二重御仕置。

役儀取上。

過料。

過料之上。

手戸鎖

敲之上。

手戸鎖

入墨之上。

所敲

一(從前々之例追加) 勢州山田於 御神領は。磔火罪獄門等之死骸を晒し
候御仕置無之事。

一(寛保三年極追加) 科有之。女之義。中追放には。御關所内。相摸國は御構之

外に付。中追放迄ハ可申付。重追放には申付間敷事。

一(寶曆三年極追加) 町人百姓之女は。重追放にも可申付事。

但遠國非人は其所穢多頭え仕置申付候様申渡。
右御定書之條々元文五庚申年五月松平左近將監を以
被仰出之前々被仰出候趣并先例其外評議之上追々伺
之今般相定之者也

寛保二壬戌年三月廿七日

寺社奉行

牧野越中守

同

大岡越前守

町奉行

石河土佐守

同

島長門守

御勘定奉行

水野對馬守

同

木下伊賀守

同

神谷志摩守

右之趣達

上聞相極候奉行中之外不可有他見者也

寛保二壬戌年四月

松平左近將監

右御定書之條々元文五庚申年五月松平左近將監を以
被仰出候趣先例其外評議之上追々奉伺之猶又此度相
定之もの也

寛政二庚戌年三月廿七日

寺社奉行

松平右京亮

牧野備前守

町奉行

初鹿野河内守

池田筑後守

御勘定奉行

根岸肥前守
曲淵甲斐守

右之趣達

上聞相極候其掛御役人之外不可有他見者也

寛政二戌年四月

松平越中守

日本古代法典大尾

明治廿五年五月一日印刷
明治廿五年五月四日出版

正價金壹圓貳拾錢

編輯者 萩野由之

東京市麩町區飯田町三丁目
廿二番地

同 小中村義象

東京市本郷區西片町十番地

同 增田于信

東京市本郷區西片町十番地

發行兼印刷者 大橋新太郎

東京市日本橋區本石町三丁目
十六番地

版權所有

發兌書肆

博文館

東京市日本橋區本石町三丁目

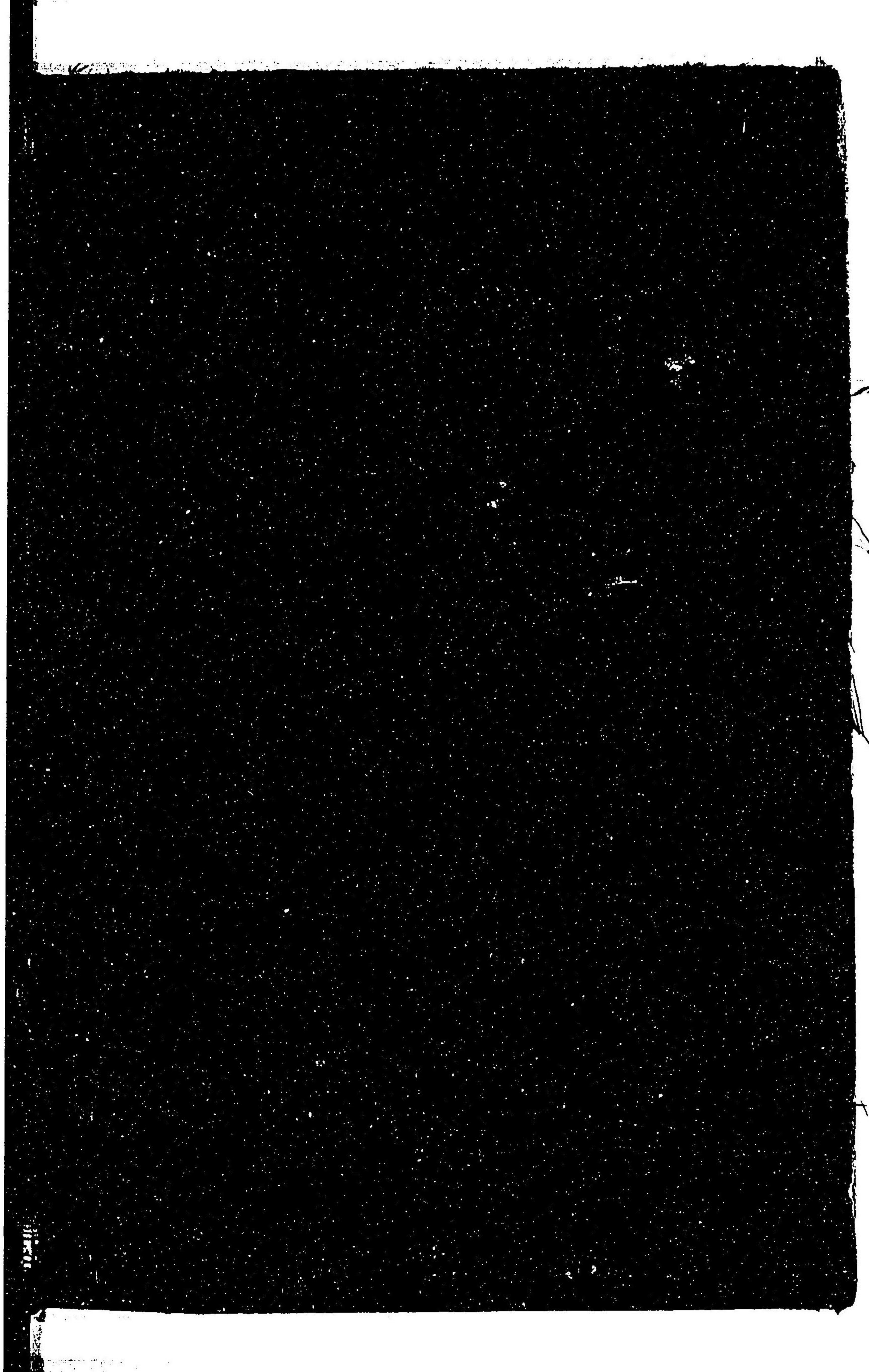
從二位伯爵東久世通禧公題辭
 宮中御歌所長高崎正風公題歌
 從三位福羽美靜公文學博士小中村清矩先生序文
 佐々木信綱君著

歌の葉

全一冊紙數千六百頁
 總皮金字入最上美本
 正價 金壹圓六十錢
 製本既成

歌は文學の神髓にして、其高尚優美なる事他に及ぶべきものなし。うべなり、歌人一唱の詠は天地を動し鬼神を感せしめ、一世を風動し萬古に傳唱し、神代の昔より明治の聖代に至るまで、相傳へ相詠し名人巨匠輩出して其道倍々旺んに、我萬世一系の皇統と共に、宇内に卓絶せる事、然して古來歌學の書歌集の類其數尤も多しといへども、未だ完成せる書ある事なし。故を以て、少壯にして歌人の名高く、且歌學者の魁たる佐々木君、未だ大學に在し時此書を草し、其卒業論文に出されたりき。爾後筆硯に暇なき中より増補改削數歳の星霜を経て、漸く積で千六百餘頁の完全せる「歌の葉」を世に公にせられたり。其上編に論せられたる沿革種類法則は最嚴密に最見識高く、雅遊はあらゆる歌の上の遊を載せ、書式は當時の能書多田親愛君に請て名筆七葉を載せ、中編に擧げられたる類題名所假字格冠辭歌詞の諸課目は、歌を詠する者の必知らざるべからざる所にして下編に勸せられたる作法類語集作例名歌集は、各題につきて其作法類語を懇切に説かれ、及最卓絶せる秀歌を示されたり。古來かつてかくの如く歌に關せる一切の事を網羅せる書なし。殊に戀歌をばふき新題詞書題を加へ、從來歌書の面目を一新せられたる新思想少ならず。これ實に編者が數年間の苦心より出たる結果なり。世の歌人諸君並に歌に志す諸君、必ず一本を座右に備へられん事を。

38
250



38
250

030772-000-3

38-250

日本古代法典

萩野 由之/等編

M25

BBB-0300



